

令和7年大口町教育委員会3月定例会議

令和7年3月14日

午前11時15分開議

大口町中央公民館 2階 C会議室

議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第5号 大口町立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
について

日程第4 連絡・報告事項

(1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

(2) 大口町立小・中学校の学校給食費の無償化に係る「大口町学校給食に係る給食費
取扱要綱の一部を改正する要綱」について

日程第5 その他

出席者

教 育 長	長 屋 孝 成	教育長職務代理者	鈴 村 由布子
委 員	水 谷 恵 子	委 員	舟 橋 由 治
委 員	丹 羽 力 也		

説明のため出席した者

生涯教育部長	松 井 宏 之	学校教育課長	岩 田 雄 治
学校教育課長補佐	安 藤 智 子	学校給食センター 主幹兼所長	丹 羽 清 人

生涯学習課長補佐 田 中 順 一

図書館主幹兼
図書館長 鈴木 加代子

◎開会

○松井生涯教育部長 定刻になりましたので、令和7年の3月定例会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年大口町教育委員会3月定例会を始めます。

傍聴人はございません。

(午前11時15分)

◎日程第1 教育長報告

○松井生涯教育部長 日程第1、教育長報告をお願いいたします。

○長屋教育長 それでは、報告ということで、お願いします。

前回、先般は2月27日木曜日として、その折に議案第4号で令和7年度の愛知県の教職員の定期人事異動内申につきまして協議し、承認をいただきました。その後ですけれども、尾張教育事務所を通しまして愛知県教育委員会の教職員課のほうへ提出をされました。そして、本日内申に基づく内示が届きまして、内申案のとおりでございますので、委員の皆様方に先般配付をさせていただきましたので御活用いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

先週につきましては、3月7日に大口中学校の第17回卒業式がありまして、最後の最後まで本当に厳粛に、それから2曲卒業記念ということで合唱がありました。すばらしい合唱だったなというふうで、感動して帰ってきました。

それから、3月9日日曜日には、第35回の桜並木健康ジョギングが開催されまして、大変恵まれた天気として、参加者も400名を超える町内の方々に参加をいただきまして盛大に、また無事に終えることができましたので、報告をさせていただきます。

報告事項につきましては以上でございます。

○松井生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは、日程第2以降につきましては、教育長の取り回しをお願いいたします。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 日程第2、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、鈴木由布子教育長職務代理者と舟橋由治委員を指名しますので、よろしくをお願いします。

◎日程第3 議 題

議案第5号 大口町立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○長屋教育長 続きまして、日程第3、議案第5号 大口町立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきましてを議題といたします。

事務局、議案につきまして説明をお願いします。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 議案第5号 大口町立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について。

大口町立学校給食センターの運営管理に関する規則の一部を改正する規則について別紙のとおり定めるものとする。令和7年3月14日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、学校給食センター職員の職務について実態に即するよう見直し、必要な事項を定める必要があるからである。

1 ページめくっていただきまして、大口町立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

大口町立学校給食センターの管理運営に関する規則（平成9年大口町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「学校栄養職員」を「学校栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）」に改め、同条第2項を削る。

第4条第2項中「上司の命を受け、所定の業務」を「学校給食に係る事務」に改め、同条第3項中「学校栄養職員は、上司の命を受け」を「栄養教諭等は、給食指導、食育指導」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4. 調理員は、調理の業務に従事するとともに、給食の運搬等を補助する。

5. 運転手は、給食の運搬に従事するとともに、運搬車、施設及び機械器具の管理に努める。

附則、この規則は公布の日から施行する。

次ページ、新旧対照表は別紙のとおりです。御参照ください。

本規則の改正につきましては、平成17年の4月まで、大口町施設管理協会に給食の調理、配送を委託で行っていましたが、その後、規則の改正の変更を行っていなかったことと、現在の実態に即するよう見直しを図ったものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

この案件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、大口町立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、許可でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 それでは、議案第5号の大口町立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきましては、許可ということでお願いします。
ありがとうございました。

◎日程第4 連絡・報告事項

○長屋教育長 続きまして、日程第4、連絡・報告事項に入ります。

1点目、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告につきまして、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 失礼します。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてです。

前回の定例会以降、1つの事業につきまして使用許可をし、3つの事業につきまして実績報告がありましたので、御報告させていただきます。

なお、使用許可をしました1事業及び実績報告がありました3事業につきましては、それぞれ資料のとおりですので御確認をください。

後援名義の使用許可の報告は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございました。

これにつきまして、何かありましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、2点目に入ります。

大口町立小・中学校の学校給食費の無償化に係る「大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の一部を改正する要綱」につきまして、事務局、説明をお願いします。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 大口町立小・中学校の学校給食費の無償化に係る「大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の一部を改正する要綱」について御報告になります。

新旧対照表が出ているとは思いますが、要綱の第4条を読ませていただきますと、第4条、児童等の給食費は月額とし、その月の給食の実施日数に第3項に規定する給食費の1食単価を乗じて得た額とする。

2. 給食の1食単価は次のとおりとする。(1)児童270円、(2)生徒310円。

3. 給食費の1食単価は次のとおりとする。(1)児童135円、小学校教職員270円、(3)生徒155

円、(4)中学校職員、学校給食センター職員等は310円となっております。

○鈴村教育長職務代理者 すみません、資料、1部しかないのですが。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 要綱全文の資料はないのですが、報告なので、読ませていただきます。

4条で、給食費の1食単価を児童は135円、生徒は155円で、保護者負担は日数をそれを掛けたものとしておりまして、今回の改正では、附則でここに書いてありますように、第4条第3項の規定による給食費の1食単価のうち、児童等の給食費の1食単価は、同項の規定に関わらず、当分の間ゼロ円とするという形で無償化するということになりまして、保護者からいただくのはゼロ円とする改正になります。

旧のほうは、以前平成4年のときに交付金を使いまして値上げ前の価格にしたのがそのまま新しくゼロ円にするということで、変更をする改正になります。

以上でございます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

ちょっと何か、よろしいですか。

○鈴村教育長職務代理者 すみません、質問してもよろしいですか。

この今頂いた資料の新しいところのこの要綱は、令和4年からなんですか。ここは変わらないんですか。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 今回の改正は、令和4年のときは新規で制定したとき施行期日で、その後に今回の1食単価の特例が出てくるということでもあります。

○鈴村教育長職務代理者 特例で、施行期日はこの令和4年のままなんですか、新しいのは。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 令和7年4月1日からになります。

○鈴村教育長職務代理者 変わりますよね、ここは令和に。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 はい、すみません。

○長屋教育長 1の4年のところやね。

○鈴村教育長職務代理者 はい。

○松井生涯教育部長 それが変わるの。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 ここは、1項は変わらないんですけど……。

○鈴村教育長職務代理者 ここが変わらず、この一部だけが変わるということ。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 はい。期日はうたわないですけど、当分の間ということでもあります。

○松井生涯教育部長 それがいつからスタートするというのを、ここにうたわなくていいのという話。

○岩田学校教育課長 附則でつけるんじゃないの、またこの後ろに。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 そうなります。

○岩田学校教育課長 例規のつくりとしては、この附則、今ここに出ている施行期日という附則はそのまま置いておき、この後ろにもう一回、今回の変更に関しては令和7年4月1日から施行するというのもう一個、この後につけるとするのが一般的です。

○鈴木教育長職務代理者 つけておいてくださいよ。

あと、やっぱりこれは旧のほうだと「児童・生徒」で、新しいほうは「児童等」だけど、やっぱり「児童・生徒」ですよ。何となく「児童・生徒」とつけたほうがいい気がすると思いつつながら。もうこれは協議することじゃないので。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 もう一度確認したいと思います。

○長屋教育長 貴重なお気づき、ありがとうございました。

○鈴木教育長職務代理者 見てもぴんとこなかったの。

○長屋教育長 再度きちっとして、また4月の折にでも提出していただいて、いずれにしましても給食費の無料化についての改正ということで、よろしくお願いします。

○鈴木教育長職務代理者 もう新聞発表されましたよね、給食費の無償化というのが。それに伴って、知り合いから質問されたんですけども、もうずっとだよねとか、どうなのとか聞かれて、このまま分からない、当面の間という形ですよ。

○松井生涯教育部長 数年で終わっちゃうかもしれないし、町の財政によることになると思うので、今のところは当面の間というふうに言っていますが、いつなくなるかはちょっと分からないです。

○鈴木教育長職務代理者 それは分からないですね。分かりました。

○長屋教育長 ありがとうございました。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

◎日程第5 その他

○長屋教育長 じゃあ続きまして、日程第5、その他ですが、事務局何かありますか。

○岩田学校教育課長 その他、ありません。

○長屋教育長 では、委員さん方のほうから、何かございますか。

○鈴木教育長職務代理者 指導主事の先生方がいらっしゃらないのであれなんですけれども、小学校の高学年から中学校に対して行われている制服等のアンケートの結果とか中間報告とか、そういったのがいただきたいかなというのと、それと関連して、以前の委員会するとき

に小学生のランドセルをリュック型のようなものをお試ししてみないかという話があったものに関しては今検討されているのか、それはちょっと置かれている状態のままなのかということをお伺いしたいです。

○松井生涯教育部長 それについて私のほうから。制服のアンケートは今取りまとめ中で、私たちもまだ最終的な報告をいただけていませんので、それが来週打合せをすることになっていきますので、また次回の委員会で報告をさせていただきます。

ランドセルの件については、それもこれから検討をしていくということで、まだどうなるかわかりませんが、一応検討をしていくという要望に上がったものは入っています。

○岩田学校教育課長 この件の検討の中で併せて検討していくということで。

○松井生涯教育部長 それもまた後日報告をさせていただきますので、お願いいたします。

○長屋教育長 よろしいですか。

○鈴木教育長職務代理者 はい。

○長屋教育長 ほかに。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、連絡・報告事項を終えます。

事務局へお返しします。

○松井生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは最後に、教育長、一言御挨拶をお願いいたします。

○長屋教育長 一言、何もありませんが、春本番が近づいておりますので大変うれしいんですけども、また鼻がぐずぐずする花粉症の時期になりましたので、お気をつけてやってください。

また、今日は事務協のほうも最後でして、出ていただいておりますが、会長として出ていただいております水谷委員さん本当に1年間御苦労さまでした。ありがとうございます。以上です。

○松井生涯教育部長 ありがとうございます。

以上をもちまして、3月の大口町教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

(午前11時32分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員